

# 重要事項説明書

<西暦 年 月 日現在>

## 1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 松下会
代表者名	
所在地・連絡先	(住所) 熊本市南区白藤5丁目1番1号 (電話) 096-358-7211 (FAX) 096-358-7225

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションしらふじ
所在地・連絡先	(住所) 熊本市南区薄場1丁目10番28号 (電話) 096-320-2111 (FAX) 096-320-2116
事業所番号	01・9015・3
管理者の氏名	

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1(兼)		管理業務
訪問看護員	看護師	10	3以上(兼)	訪問看護業務
	理学療法士	3	1以上(兼)	リハビリテーション業務
	作業療法士	1	0.5以上(兼)	リハビリテーション業務
	言語聴覚士	0	0.5以上(兼)	リハビリテーション業務
事務職員等	1	1(兼)		事務業務

### (3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇		
管理者	月曜日～金曜日(8:30～17:30)	日曜日		
	土曜日(8:30～12:30)	週休		
看護師	月曜日～金曜日(8:30～17:30)	日曜日		
	土曜日(8:30～12:30)	週休		
理学療法士	月曜日～金曜日(8:30～17:30)	日曜日		
作業療法士			土曜日(8:30～12:30)	週休
言語聴覚士				

#### (4) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市
---------	-----

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### (5) 営業日

営業日	営業時間
平日	8:30～17:30
土曜日	8:30～12:30

\*ただし緊急の場合は上記の時間に限りません。

訪問看護師	営業しない日	日曜日・12月31日～1月3日
理学療法士	営業しない日	日曜日・12月31日～1月3日
作業療法士	営業しない日	日曜日・12月31日～1月3日
言語聴覚士	営業しない日	日曜日・12月31日～1月3日

### 3 サービス

#### (1) サービスの内容

訪問看護とは、何らかの病気や障害を持っており療養生活を送っている方が、住み慣れた地域やご家庭で最後まで安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が計画的に訪問し看護ケアを提供します。心身の機能の維持・回復を図ることができるよう、療養生活を支援します。必要に応じて理学療法士等が看護ケアの中で訪問し、リハビリテーションを行います。

##### ①利用について

主治医が訪問看護の必要性を認めた方が対象となります。

医療的ケアが必要な乳幼児から介護保険を利用されている方まですべての年齢層、人生の最終段階の医療を必要とする方、ご本人だけでなくご家族も支援します。

##### ②サービスについて

専門性と経験を備えている、看護師・准看護師をはじめ、リハビリテーションを専門とする、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を提供します。主治医、ケアマネジャーなどの他職種と調整のうえ、療養上の世話、健康管理、医師の指示における医療処置、医療機器の管理、在宅でのリハビリテーション、介護や看取りに関する相談や指導などを行います。

(2) 訪問看護サービスの内容

<p><b>【日常的な在宅療養の支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養上のお世話</li> <li>・療養環境の調整</li> <li>・身体の清潔保持</li> <li>・食事や栄養の支援・指導</li> <li>・入浴介助</li> <li>・排泄の支援など</li> </ul>	<p><b>【在宅リハビリテーション】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拘縮予防や機能の回復</li> <li>・嚥下機能訓練等</li> <li>・外出など生活の拡大支援</li> <li>・介護予防や自立支援</li> <li>・日常的にできるリハビリテーションの提案など</li> </ul>	<p><b>【ターミナルケア】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師との連携に基づく医療的処置、症状や痛みの管理</li> <li>・療養生活の援助、環境の調整</li> <li>・人生の最終段階の医療ケア</li> <li>・看取り体制の相談・支援</li> <li>・精神的ケア</li> </ul>
<p><b>【病状の観察と把握】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気や障害の身体状態把握</li> <li>・血圧・体温・脈拍などの確認</li> <li>・状態変化や経過の報告</li> <li>・精神的なケア</li> </ul>	<p><b>【医療処置、医療機器の管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医との連携</li> <li>・褥瘡の予防や処置、創傷処置</li> <li>・カテーテル交換</li> <li>・点滴、注射などの実施</li> <li>・医療機器の管理、指導</li> <li>・服薬管理、指導など</li> </ul>	<p><b>【介護に関する支援・相談】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護負担に関する相談</li> <li>・介護方法の指導</li> <li>・認知症ケアの相談、助言</li> <li>・低栄養や運動機能低下の防止に対する指導、助言</li> </ul>
<p><b>【医療機関と看護の連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医との連携</li> <li>・診療等を担う関係機関、職種との情報共有</li> <li>・急変の際の対応</li> <li>・切れ目のない支援の実施</li> </ul>	<p><b>【精神的、心理的な看護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止</li> <li>・認知症への対応</li> <li>・利用者、ご家族への支援</li> </ul>	<p><b>【各種在宅サービスの相談】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状態変化に関する相談</li> <li>・地域の社会資源の紹介</li> <li>・各種制度の紹介</li> <li>・保健医療・福祉サービス、行政との連携</li> </ul>

①対象者

難病、重度障害、末期がんを患っている方、医療機器を使用している方、その他医療ニーズが高い方、精神および行動障害の療養を受けている方、神経系の疾患で療養されている方、障害がある方、医療ニーズのある小児や高齢者とそのご家族など。

②相談などへの対応等

看護や介護に関する困りごとの相談への対応や指導（教育的かかわり）も行います。

サービスに関するご相談は事業所へ直接お問い合わせください。また、当ステーションでは 24 時間連絡・相談できる体制をとっており、必要時、訪問看護を行うことができます。

③介護との連携

介護保険で対象となる要介護・要支援の認定を受けた方に訪問看護を提供します。ご担当のケアマネジャーと連携しながら適切な看護ケアを提供します。看護師がご家庭での療養状況や健康状態などを把握し、ケアマネジャーに報告します。

(3) 訪問看護のご利用について

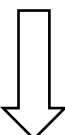




○利用者は年齢や疾患、状態によって医療保険または介護保険の適応となります。

○介護保険の給付は医療保険の給付より優先されます。

○要介護者・要支援者については、主治医の指示があった場合などに限り、医療保険の給付により訪問看護が行われます。急性増悪時や一定の病気に該当する場合、医療保険で提供します。

詳細は別紙「訪問看護サービスのご利用について」に記載します。

①年齢や疾患による保険の状況

0～39歳	40～64歳		65歳以上	
 医療保険	①第2号被保険者 16 特定疾病要介護認定	②要介護認定非該当 16 特定疾病以外	①要介護認定	②要介護認定非 該当
	 介護保険	 医療保険	 介護保険	 医療保険

○介護保険の要支援・要介護者のうち医療保険の適用になる場合は次の方です。

- ・厚生労働大臣が定める疾患等の方
- ・急性増悪期にあり特別訪問看護指示書の期間にある方

②状態に応じた利用

	毎週の訪問日数	複数の訪問看護 ステーションのご利用
厚生労働大臣が定める疾患等の方	週4日以上可	2か所以上可
厚生労働大臣が定める状態等の方	週3日の訪問制限 を受けない	2か所以上可 3か所（週7日の訪問看護 が計画されている場合）可
		長時間（90分まで）可 複数名の訪問看護可

③保険に応じた利用

○医療保険でご利用の場合

お一人に対する標準的な訪問看護は週3日、1回あたり30分から1時間30分程度です。主治医の指示と訪問看護計画に基づき提供されます。

厚生労働大臣が定める疾患等と特別訪問看護指示書の指示期間内の利用者については、週の訪問回数や時間は指示に従います。

○介護保険でご利用の場合

要介護度に応じた限度基準額内でケアプランに計画されている範囲で利用できます。複数の訪問看護ステーションによる訪問看護もご利用できます。

(4) サービスの費用

1) 訪問看護の料金

○医療保険による訪問看護をご利用の際、自己負担割合は各種保険の種類（健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険など）や所得により異なります（1割～3割）。

- 各種公費負担が適用となる場合は自己負担額が減額又は免除されます。
- 医療保険と介護保険では料金体系が異なります。
- 介護保険から給付が受けられる場合、原則として介護保険が優先されます。
- ※費用については別紙「訪問看護料金表（医療保険）」に記載します。

①被保険者が支払う自己負担の割合

被保険者が訪問看護を受ける場合、医療費の一定割合を自己負担する義務があります。なお、一部負担には、所得や年齢に応じた自己負担額限度額があります。制度に従って後日、払い戻される場合があります。

小学校 入学前	小学校入学前～ 69歳まで	70歳～74歳	75歳以上
2割	3割	一般2割	一般1割
現役並み所得の方は3割			

②特定の子どもの慢性疾病について

- 子どもの慢性疾病のうち、特定の疾病については治療期間が長く、医療費負担が高額となります。
- 対象となる方は、小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満の児童等になります。
- 熊本市では小児慢性特定疾病医療支援制度を利用することにより、熊本市長の指定を受けた医療機関（指定医療機関）で医療を受けた場合のみ、医療費の助成が受けられます。
- 保護者が熊本市に住所のある方が対象となります。
- ※18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。申請期限にご注意ください。

③医療材料や訪問にかかる交通費等について

- 在宅医療で使用される保険請求できない医療材料は実費となります。
- 訪問看護に係る交通費は実費となります。
- その他おむつ代や特別サービスを希望した場合は別に実費負担が必要になります。

2) 利用料等のお支払い方法

毎月15日までに前月分の請求書を発行いたしますので、訪問時にお支払いいただくか、もしくは銀行引き落としにさせていただきます。以下の3つからご利用者さまの都合がよい方法で振込していただけます。

※ 入金確認後、領収書を発行します。

【肥後銀行】	
--------	--

【熊本銀行】	
--------	--

【郵便局】	
-------	--

### 3) 領収書の発行について

- 居家で療養している人が、かかりつけの医師の指示に基づいて訪問看護を受けた場合、費用は現物給付となります。患者は、負担に応じた直接基本利用料のみを支払うことになります。
- 患者は、交通費・おむつ代などの実費や特別サービス（営業時間外の対応等）を希望して受けた場合、実費負担分の料金を支払うことになります。
- 当ステーションでは、基本利用料とその他の料金について区別して記載した領収書を発行いたします。

### 4 利用に関する相談

訪問看護で提供する支援内容や利用に関するご相談、訪問看護の回数や時間、費用などに関するご相談をお受けします。お申し込みについて、かかりつけ医や主治医、ご入院先の医療連携室、地域包括支援センターや身近な居宅介護支援事業所などにご相談ください。

### 5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 ご利用時間 9：00～17：00 ご利用方法 電話（320-2110） 面接（当事業所1階相談室） 苦情箱（1階受付に設置）
-------------	--

### 6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、必要時は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名	
	及 び	
	所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	( )
	住 所	
	電話番号	

## 7 医療保険による訪問看護が提供できる居住環境

居住環境	
集合住宅等	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム マンションなど
介護保険サービス	短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護（宿泊サービス） 認知症対応型共同生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防小規模多機能型居宅介護（宿泊サービス） 介護予防認知症対応型共同生活介護
その他施設等	サービス付き高齢者向け住宅 障害福祉サービス施設 その他

## 8 虐待防止に関する事項

事業所は、登録者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 登録者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（登録者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる登録者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## 9 業務継続計画

### (1) 感染症対策

感染制御のため、月 1 回程度の委員会の実施、指針の整備、備品管理（個人防護用具、消毒液等）、健康管理（職員・利用者）、職員教育（シミュレーションを取り入れた研修の実施）を行います。

感染症発症時には、医療機関や行政と連携し、原因の除去と感染拡大の予防に努めます。

新型コロナウイルス感染症発生時は、「新型コロナウイルス業務継続計画」に則り、必要なサービスを安定的・継続的に提供します。

## (2) 自然災害

ご利用者・ご家族・従業員の安全の確保をはかり継続したサービスを提供できるように平時よりの準備を行います。災害発生シミュレーションを年に1回以上行い、事業計画に沿って緊急時に継続かつ安心できるサービスを提供します。

## 10 ハラスメント対策

法人及び事業所は、適切な介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

またご利用者・ご家族からの暴力・暴言・性的接触等が確認された場合はご利用を中止させていただく場合がございます。内容次第では行政等の各関係機関相談を行い、しかるべき対応を依頼します。

(別紙)

## 訪問看護料金表 (医療保険)

### 1. 健康保険適用分

#### (1) 基本費用

●訪問看護基本療養費Ⅰ(【】内は訪問看護基本療養費Ⅱ算定分)		
1) 看護師		
週3日まで		5,550円/日【2,780円/日】
週4日目以降		6,550円/日【3,280円/日】
2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるもの		
		5,550円/日
3) 准看護師によるもの		
週3日まで		5,050円/日【2,530円/日】
週4日目以降		6,050円/日【3,030円/日】
4) 専門性の高い看護師の評価		
褥瘡・がん専門訪問看護料		12,850円/月
●訪問看護基本療養費Ⅲ(外泊時)		8,500円/入院中1回
●訪問看護指示料(医療機関が算定)		3,000円
●訪問看護管理療養費		
月の初日	イ機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ	13,230円
	ロ機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ	10,030円
	ハ機能強化型訪問看護管理療養費Ⅲ	8,700円
	ニ機能強化型訪問看護管理療養費 イからハまで以外の場合	7,670円
2日目以降	イ看護管理療養費Ⅰ	3,000円
	ロ看護管理療養費Ⅱ	2,500円

#### (2) 主な加算等

●早朝・夜間加算(6~8時・18時~22時)		2,100円
深夜加算(22~6時)		4,200円
●緊急訪問看護加算(在宅療養支援診療所(病院)との連携のもと)		
	イ 月14日目まで	2,650円/日
	ロ 月15日目以降	2,000円/日
●難病等複数回訪問看護加算		
2回		4,500円/日
3回以上		8,000円/日
●長時間訪問看護加算		5,200円

(人工呼吸器使用者、1週間に1回算定)	
●複数名訪問看護加算 (1週間に1回、1人以上の看護職員同行で算定)	
看護師等との訪問	4,500円
准看護師との訪問	3,800円
看護補助者との訪問	3,000円
●特別管理加算 (厚生労働大臣が定める状態等)	2,500円 (状態によって5,000円)／月
●訪問看護ターミナルケア療養費 1 ※死亡前14日以内に2日以上ターミナルケア	25,000円／死亡月
●在宅移行管理加算	2,500円 (状態によって5,000円)
●24時間対応体制加算	イ 6,800円／月 ロ 6,520円／月
●訪問看護情報提供療養費	1,500円／月
●退院時共同指導加算 (1回、がん末期等は2回)	8,000円
●特別管理指導加算 (特別管理加算の対象となる場合)	2,000円
●退院支援指導加算 (退院日)	6,000円
●退院支援指導加算 長時間 (退院時)	8,400円
●在宅患者連携指導加算 (月に1回)	3,000円
●在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回)	2,000円
●介護職員等喀痰吸引等指導料	2,400円
●訪問看護ベースアップ評価料 (I)	780円／月
●訪問看護医療DX情報活用加算	50円／月
●遠隔死亡診断補助加算	150点／死亡月

## 2. 健康保険適用外の分

内 容	金 額	1週間あたりの利用料
営業日時間内延長1時間	5000円	円
休日 1時間	6000円	円

## 3. 交通費

往復	2km以内	無料
往復	2～10km	100円／回
往復	10km以上	200円／回

## 4. キャンセル料

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日に連絡があった場合	利用者自己負担部分の50%
利用日の当日キャンセルの場合	利用者自己負担部分の100%

# 訪問看護サービスのご利用について

作成日：2018年4月1日

訪問看護サービスを受けるまでの流れ

